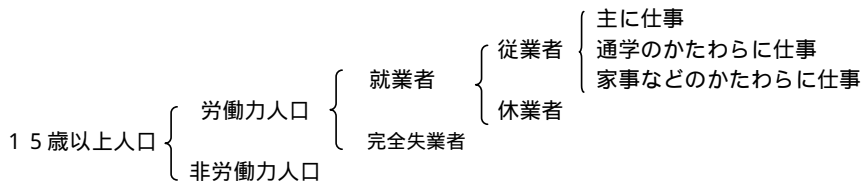


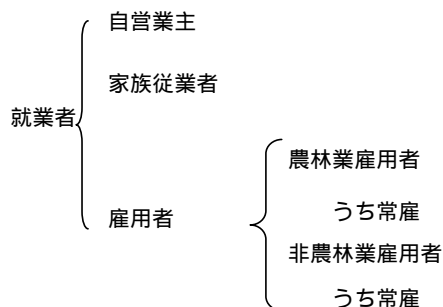
* 「東京の労働力」の用語の解説

就業状態は、15歳以上人口について、調査週間中（月末1週間）の活動状態に基づいて次のように区分しています。



- 労働力人口 : 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの
- 就業者 : 従業者と休業者を合わせたもの
- 従業者 : 調査週間中、収入を伴う仕事に1時間以上従事した者（家族従業者の場合は無給であっても「従業者」とする）
- 休業者 : 仕事を持ちながら、調査週間中、少しも仕事をしなかった者のうち
雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者
- 完全失業者 : 次の三つの条件を満たす者
仕事がなく調査週間中に少しもしなかった（就業者ではない）
仕事があればすぐにつくことができる
調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）
- 非労働力人口 : 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者以外の者
- 労働力人口比率 : 15歳以上人口に占める労働力人口の割合
- 完全失業率 : 労働力人口に占める完全失業者の割合

従業上の地位は、就業者を次のように区分しています。



- 自営業主 : 個人経営の事業を営んでいる者
- 家族従業者 : 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者
- 雇用者 : 会社、団体、官公庁、あるいは個人経営の事業体に雇われ、給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員
- 常雇 : 役員と一般常雇とを合わせたもの

注)

- この結果は、総務省所管の「労働力調査」（指定統計第30号）の東京都分のデータ（毎月約3,700世帯）を、総務省の協力を得て東京都が集計したものです。
- この統計調査は標本調査で、結果を推定するために誤差が生じます。
- この統計表の実数は、すべて原数値です。季節調整はしておりません。
- 各統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してある、総数に分類不能又は不詳の数を含む、省略されている項目があるため、積み上げた数値と計が一致しない場合があります。
- 結果の算出の基礎となる基準人口は、平成14年1月から平成12年国勢調査、平成19年1月から平成17年国勢調査の確定人口に基づく推計人口に切り替えが行われたため、平成14年分と平成19年分については統計上の不突合分が含まれる。
- 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成15年1～3月平均及び平成14年平均の公表から就業者の産業別内訳は、平成14年1～3月平均に遡り、改訂後の産業分類で表章してあります。
- 平成15年4～6月平均の公表から第3表従業上の地位別就業者数を追加し、公表しています。
- 日本郵政公社の産業分類では従来「官公」としていたが、平成19年10月1日に民営・分社化されたことに伴い、平成19年10～12月期平均から分類間の移動（情報通信業、複合サービス事業、サービス業）を行うとともに、企業の従業者区分（500人以上）は、それぞれの従業者区分（500人以上）に含めたので、時系列比較には注意を要する。